# 第1章 横浜市感染症発生動向調査事業の概要

# 横浜市感染症発生動向調査システムの概要

平成 11 年 (1999 年) 4 月から施行されている感染症法のもとでは、国内の感染症の発生動向を知るために、全国の感染症の発生状況を国立感染症研究所感染症情報センター(以下中央感染症情報センター)に集めて分析することになっています。各地方の感染症の発生状況は、地方感染症情報センターが収集して中央感染症情報センターに送ることになります。

横浜市では、横浜市衛生研究所 感染症・疫学情報課内に横浜市感染症情報センターが設置されています。横浜市感染症情報センターは、横浜市内における患者情報及び病原体情報を収集・分析し、横浜市衛生局感染症・難病対策課及び各区福祉保健センターへ報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することになっています。 (図 参照)

横浜市内において収集された患者情報及び病原体情報については、衛生局感染症・難病対策課及び衛生研究所感染症・疫学情報課が事務局となり、感染症発生動向調査委員会(感染症委員会)を月1回(最終木曜日)開催し、横浜市の感染症の発生状況として分析しています。感染症委員会は、疫学等の専門家、福祉保健センター及び衛生研究所の代表、医師会の代表等をもって構成されています。感染症委員会の分析結果や感染症委員会報告等の発行物は、衛生研究所感染症・疫学情報課が中心となってまとめ、定点医療機関、医師会、関係医療機関、福祉保健センター(保健所)等に配布しています。また、市民や医療機関を対象に、横浜市衛生研究所のホームページ等を通じて情報提供をしています。

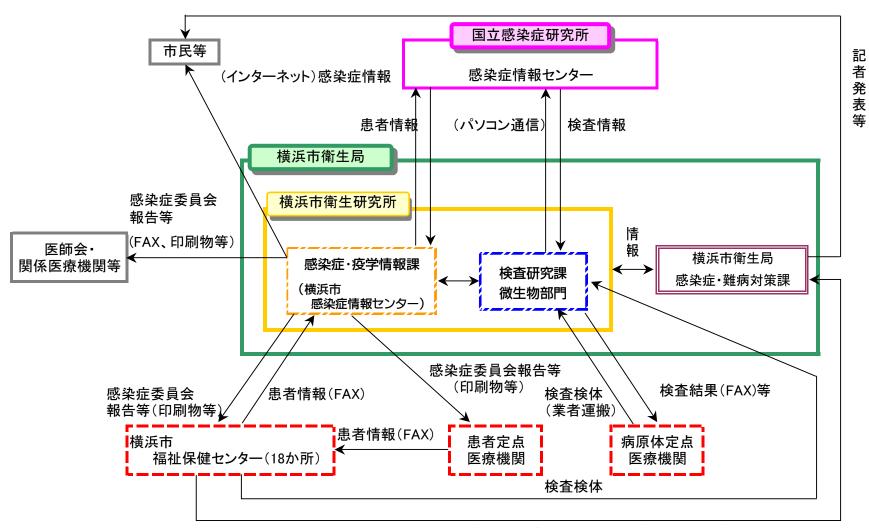
定点医療機関には患者定点と病原体定点がありますが、患者定点からの報告にはFAXが使用され、横浜市全体のデータを横浜市衛生研究所感染症・疫学情報課がとりまとめて中央感染症情報センターへオン・ラインで報告しています。

患者定点は小児科定点:84 カ所、内科定点:55 カ所、眼科定点:15 カ所、性感染症定点:26 カ 所、基幹(病院)定点:3 カ所の計 183 カ所です。なお、小児科定点は、インフルエンザと小児の 13 感染症とを報告します。内科定点はインフルエンザのみを報告します。従ってインフルエンザは、 小児科と内科で、計 139 定点から報告されます。区別の分布は(表)のとおりです。

病原体定点からの検査検体は衛生研究所検査研究課微生物部門が回収しオン・ラインにより中央 感染症情報センターに報告しています。検査結果はまた検査定点に直接FAXで随時報告していま す。

# 横浜市病原体調査

感染症発生動向調査事業の一環として、病原体定点で採取された検体を用いて、衛生研究所で病原体の検索を行っています。市内の病原体定点は、小児科定点:8カ所、インフルエンザ(内科)定点:5カ所、眼科定点:1カ所、基幹(病院)定点:3カ所、の計17カ所を設定しています。検体採取は、小児科定点8カ所を2グループに分け、4カ所ごと毎週実施し、インフルエンザ定点は特に冬季のインフルエンザ流行時に実施しています。眼科と基幹定点は、対象疾患の患者から検体採取ができた時に随時実施しています。



1、2、3、4類感染症及び5類全数把握疾患の届出の情報

# 表 区別定点医療機関数

			患者	定点				病原	原体定	点	
X	インフル	エンザ定点	眼科	性感染症定点	基幹(病	伯盐	小児科	内科	眼科	基幹 (病院	仙
	小児科定点	内科定点	眼科定点	症定点	(病院)定点	計	小児科定点	内科定点	眼科定点	院 )定点	伯盐
鶴見	6	4	1	2		13	1				1
神奈川	5	3	1	2		11					
西	3	2		1		6					
中	3	2		1		6		1	1		2
南	5	3	1	1		10					
港南	5	3	1	2	1	12	1			1	2
保土ヶ谷	5	3	1	1	1	11	1			1	2
旭	6	4	1	2		13					
磯子	4	3	1	1		9	1				1
金沢	5	3	1	2		11		1			1
港北	7	4	2	2		15	1	1			2
緑	4	3	1	1		9					
青葉	6	4	1	2	1	14	1			1	2
都筑	4	3	1	1		9					
戸塚	6	4	1	2		13		1			1
栄	3	2		1		6	1				1
泉	4	3	1	1		9					
瀬谷	3	2		1		6	1	1			2
合計	84	55	15	26	3	183	8	5	1	3	17

横浜市の人口との対比で患者定点医療機関数を見ると、

人口約4万人あたり1小児科患者定点医療機関、

人口約2万4千人あたり1インフルエンザ患者定点医療機関となっている。

## 感染症の類型

感染症法では、新たに感染力と、罹患した場合の重篤性に基づく総合的な観点から、一類から五類感染症に類型化し、それぞれに対して行政的な対応、措置を定めている。

#### 一類感染症

性 格	主な対応・措置
感染性の疾病であって、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤で	·原則入院
あり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を	・消毒等の対物措置
与えるおそれがあると認められるもの	・特定職種への就業制限
	・例外的に、建物への措置、通行
	制限等の措置も適用対象

#### 二類感染症

性 格	主な対応・措置
感染性の疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に	・状況に応じて入院
重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	・消毒等の対物措置
	・特定職種への就業制限

### 三類感染症

性 格	主な対応・措置
感染性の疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に	・消毒等の対物措置
影響を与えるおそれがあると認められるもの	・特定職種への就業制限
特定の職業への就業によって集団発生を起こし得るもの	

### 四類感染症

性 格	主な対応・措置
人から人への感染はほとんど認められないが、動物、飲食物等の物件を	・動物の措置を含む消毒等の対物
介して感染するため、動物や物件の消毒、破棄などの措置が必要となるも	措置
Ø	

#### 五類感染症

性格	主な対応・措置
国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一	・感染症発生状況の収集、分析と
般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止	その結果の公開、提供
すべきもの	

#### 指定感染症

性格	主な対応・措置
既知の感染性の疾病(一~三類感染症を除く)であって、一~三類感染症	・一~三類感染症に準じた対応
に準じた対応をしなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える	
おそれがあるものとして政令で定めるもの(1年限定)	

#### 新感染症

性格	主な対応・措置
人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染性の疾病とそ	・一類感染症に準じた対応
の病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場	
合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生	
命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	

### 感染症法で規定されている感染症

#### 一類感染症

1	エボラ出血熱
2	クリミア・コンゴ出血熱
3	重症急性呼吸器症候群(病原体が
3	SARSコロナウイルスであるものに限る)
4	痘そう
5	ペスト
6	マールブルグ病
7	ラッサ熱

#### 二類感染症

1	急性灰白髄炎
2	コレラ
3	細菌性赤痢
4	ジフテリア
5	腸チフス
6	パラチフス

#### 三類感染症

1 腸管出血性大腸菌症

#### 四類感染症

	四類感染症
1	E型肝炎
2	ウエストナイル熱
	(ウエストナイル脳炎含む)
3	A型肝炎
4	エキノコックス症
5	黄熱
6	オウム病
7	回帰熱
8	Q熱
9	狂犬病
10	高病原性鳥インフルエンザ
11	コクシジオイデス症
12	サル痘
13	腎症候性出血熱(HFRS)
14	炭疽
15	つつが虫病
16	デング熱
17	ニパウイルス感染症
18	日本紅斑熱
19	日本脳炎
20	ハンタウイルス肺症候群(HPS)
21	Bウイルス病
22	ブルセラ症
23	発しんチフス
24	ボツリヌス症
25	マラリア
26	野兎病
27	ライム病
28	リッサウイルス感染症
29	レジオネラ症
30	レストスピラ症

#### 五類感染症 全数把握

1	アメーバ赤痢
2	ウイルス性肝炎
_	(E型肝炎及びA型肝炎を除く)
2	急性脳炎(ウエストナイル脳炎
3	及び日本脳炎を除()
4	クリプトスポリジウム症
5	クロイツフェルト・ヤコブ病
6	劇症型溶血性レンサ球菌感染症
7	後天性免疫不全症候群
8	ジアルジア症
9	髄膜炎菌性髄膜炎
10	先天性風しん症候群
11	梅毒
12	破傷風
13	バンコマイシン耐性黄色ブドウ
	球菌感染症
14	バンコマイシン耐性腸球菌感染症

#### 五類感染症·定点把握

小児科定点(週報)

	3 7 5 1 17 C ( ) C 1 1 1 7
15	RSウイルス感染症
16	咽頭結膜熱
17	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
18	感染性胃腸炎
19	水痘
20	手足口病
21	伝染性紅斑
22	突発性発しん
23	百日咳
24	風しん
25	ヘルパンギーナ
26	麻しん(成人麻しんを除く)
27	流行性耳下腺炎
	インフルエンザ定点(週報)

1フフルエフリ 正点 (週

28 インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザを除く)

眼科定点(週報)

- 29 急性出血性結膜炎
- 30 流行性角結膜炎

性感染症定点(月報)

- 31 性器クラミジア感染症
- 32 性器ヘルペスウイルス感染症
- 33 尖圭コンジローマ
- 34 淋菌感染症

基幹定点(週報)

- 35 クラミジア肺炎(オウム病を除く)
- 36 細菌性髄膜炎
- 37 無菌性髄膜炎
- 38 マイコプラズマ肺炎
- 39 成人麻しん

基幹定点(月報)

- 40 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
- 41 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
- 42 薬剤耐性緑膿菌感染症